

鳥取大学体操競技部規約

第1章 名称

第1条 本部は鳥取大学体操競技部と称する

第2条 本部の事務所を鳥取大学校内に置く

第2章 目的

第3条 本部は本大学における体操界を統轄し、かつこれを代表する団体で、体操の普及発展を図ることを目的とし、目的を達成するためにつきの事項を行う

- 本大学に於ける個人の強化発展と相互の融和連絡を図る
- 各種競技会および講習会、実演会等を随時開催する
- 選手役員を登録させ、管理し、合理的な普及を図ると共に選手精神を確立させる
- その他本部の目的を達するために必要な事項を行う

第3章 組織

第4条 本部は大学内の体操を愛好するものをもって組織する

第5条 前条の体操愛好者（以下部員と称する）は、本人の意志ならびに全部員の承認により本部に加盟するものとする

第6条 本部の部員として不相当と認められたときは、部会を行いその議決を持って脱退せしめる

第4章 資産および会計

第7条 原則として入部金を徴収しない。また、部員は月額500円を毎月、部費として納入しなければならない。

第8条 本部の経費は、下に掲げるもので支弁する。

- 1、 部費
- 2、 寄付金
- 3、 大学より交付される補助金
- 4、 その他の収入

第9条 部費は、部会での議決を経なければ、これを増減することができない

第10条 本部の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第11条 会計年度の終了に剰余金があるときは、翌年度に繰り越す

第5章 役員

第12条 本部につきの役員をおく。

- 部長 1名
- 副部長 1名
- マネージャー 1名

第13条 部長は、部会を代表して部業務を統轄する。

第14条 1、副部長は、部会の議決により、部長がこれを委属する
2、副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは代行する。

第15条 1、役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2、役員は任期満了後でも、後任者が就任するまではなおその職務を行うものとする。

第6章 部会

第16条 部会は随時行い部長がこれを召集する。

第17条 部会は、過半数の出席を持って成立する。議決は、多数決とし、賛否同数の場合は部長がこれを決とする。

第18条 本規約の改廃は本部会の議決を必要とする

第19条 本規約は平成4年度4月1日より発行する